

3 貸出ダンプ制度の検討について

(1) 抽選による利用日の決定と利用回数

【平成28年度】

- ・雪堆積場の受入量の管理のため、1日の利用団体数の制限が必要であり、今後も抽選を行う。
- ・利用回数については、平成28年度は2回を上限とする。
- ・利用日の上限を5日から3日に変更する。

【平成29年度以降】

- ・他都市事例の収集を行い実施回数の検討を継続する。
- ・貸出ダンプの利用の申込みを現在、業者による申込みも可としているが、利用団体からの申込みとする。(H28年度は、周知期間)

(2) 対象となる道路の拡大と地域総合除雪との重複

【平成28年度】

- ・集合住宅の通路等及び日常の除雪における駐車場等の雪堆積場の排雪などの特例を廃止し、「貸し出しダンプ制度の御利用の手引き」の見直しを行う。
- ・対象となる道路の幅員は、積込業者が市に登録した積込機械が作業できる幅員があることに見直しを行う。

【平成29年度以降】

- ・排雪2種路線を対象外とする方向で地域総合除雪との重複となっている課題の整理
- ・排雪範囲を道路のみとし、排雪幅は8mまでとする。(それ以上の路肩や民地の法面などの雪は対象外とする。)(H28年度は、周知期間)

(3) ダンプトラックの配車方法等

【平成28年度】

- ・配車方法については、基本的に、昨年と同様に、積み込み機械と同じ組合のダンプトラックの配車を行う。
- ・ダンプトラックの配車の際、緑ナンバートラックを優先するよう組合に指導を行う。
- ・組合で貸出ダンプの対象範囲の遵守、適切な運搬量や運搬速度などを各トラック業者に指導できる体制を確立させる。
更に、ダンプトラック運転手個々にも、市の業務であることを再認識させ、積込業者の作業の不正をさせない取り組みを組合により行う。

【平成29年度以降】

- ・積み込み機械とダンプトラックが同じ組合であることにより、道路以外の作業を行う事やダンプトラックへの積込量不足などの不誠実な行為の防止又ダンプトラックの有効活用を図るため、市による配車に向けて検討を行う。

平成28年度 貸出ダンプ制度 御利用の手引き等の変更概要

1. 「平成28年度 貸出ダンプ制度 御利用の手引き」について

○平成28年度に実施するもの

項目	平成27年度	平成28年度
貸出日数	1申請で連続5日以内	1申請で連続3日以内
対象となる道路	幅員が概ね4m以上の通り抜けができる道路	幅員は市に登録した積込機械で作業ができる道路（幅員の緩和） 生活道路として利用している通り抜けができない道路
特例で対象としていた雪堆積場（空き地、駐車場等）及び集合住宅の敷地内（敷地内通路を含む）の雪	対象	対象外

○平成29年度以降に実施するもの

項目	平成27年度	平成29年度以降
利用の申込みについて	積込業者による代理での申込み可	利用団体からの申込み (平成28年度は周知期間)
排雪幅	幅員が概ね8m以上の道路については、実施方法について事前に市と協議	道路交通を確保するために必要な排雪幅は8mまでとする。 (平成28年度は周知期間)
排雪第2種路線と重複している道路	対象	対象外とする方向で課題の整理
利用回数	同一箇所で最大2回まで	同一箇所で最大2回まで (検討継続)

2. 配車方法の変更について

平成27年度	平成28年度	平成29年度以降
積込業者が所属する組合による配車	積込業者が所属する組合による配車 緑ナンバーを優先配車	積込業者が所属する組合に限らない配車の検討（小樽市による配車） 緑ナンバーを優先配車